

電波監理審議会 有効利用評価部会（第19回） 議事録

1 日時

令和5年7月25日（火）10：00～11：05

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、
若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

中川 拓哉（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長）

(4) 事務局

渋谷 闘志彦（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)について.....	2
	(2)	携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定(案)について.....	10
3. 閉	会	27

開 会

○林部会長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会の第19回会合を開催いたします。本日も皆様、お忙しいところお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

本日の部会もウェブによる開催とさせていただきました。

本日は、電波監理審議会会長委員の笹瀬委員と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。なお、石山特別委員は所用により遅れての御出席と伺っております。

議事に先立ちまして、人事異動により、事務局及び幹事に交代がございましたので、それぞれ一言ずつ、御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、渋谷総務課長よりお願いいたします。

○渋谷課長 7月7日付で、近藤の後任として総務課長になりました、渋谷と申します。今後、事務局としてお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○林部会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、宮良幹事、お願ひいたします。

○宮良幹事 7月14日付で、宮澤の後任といたしまして、本部会より幹事を務めさせていただく宮良と申します。

当方、これまで主に総務省の電波部に在籍しておりまして、前職では周波数再編アクションプランやダイナミック周波数共用などを担当してございました。

今後、幹事として、微力ながら尽力してまいればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。これから、いろいろお世話になるかと思

いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に関しまして、総務省に補足説明を求める可能性がございますので、関係の皆様にご出席をいただいております。

議 事

(1) 令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)について

○林部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、議事の(1)、令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)について、検討を行いたいと思います。

評価結果(案)につきましては、去る6月21日の電波監理審議会において審議が行われまして、翌6月22日から7月21日までの間、意見募集が行われたところでございます。意見募集の結果と、提出された意見に対する電波監理審議会としての考え方の案につきましては、まず、事務局から御説明を願ひいたします。宮良さん、願ひいたします。

○宮良幹事 事務局から御説明申し上げます。

資料19-1、また、一部の御意見につきましては、資料19-3の概要資料も参照させていただきながら御説明いたします。

資料19-1の1ページ目、本件、令和4年度の714MHz以下の周波数に係る評価結果案につきましては、計5件の意見、内訳といたしましては、法人1件、個人4件の意見を頂戴してございます。提出された御意見、電波監理審議

会としての考え方の案を表にまとめてございますので、順に、御説明申し上げます。

N o 1 から 3 につきましては、ソフトバンクからの御意見でございます。N o 1 につきましては、総論といたしまして、電波の利用状況調査は、電波の有効利用のさらなる推進につながることから有意義であること、また以降の御意見では、令和 4 年度の電波法改正により、新たに電波監理審議会のほうで有効利用評価方針が示されまして、当該方針においてはデジタル化の取組状況等を評価することとなっていること、このような取組を活用して、デジタル化への移行を加速していくことが重要との御意見でございます。

本意見に対する考え方といたしましては、右側に記載してございますが、評価方針にも沿った内容かと考えますので、賛同意見として承っております。

N o 2 でございます。デジタル化の推進に関する御意見です。御意見の内容といたしましては、本調査結果案では、複数のシステムにおいて、デジタル化が進展しているなどの評価がされているところですが、総務省で公表している国等の電波の利用状況によりますと、3 GHz 帯以下でのアナログシステムの比率につきまして、国等以外の無線局では 5 0 %、国等の無線局では 2 0 % となっており、さらなる効率化の余地、つまり、デジタル化をさらに進めていく余地があるのではないかとといった御意見かと考えますが、このような御意見。また、かぎ括弧書きでございますけれども、デジタル変革時代の電波政策懇談会、公共周波数等ワーキンググループにおいて、デジタル化を継続的に推進していくことが重要と示され、2 ページ目ですが、少なくとも年 1 回はフォローアップをしていくことが重要ではないか、との御意見をいただいております。

1 ページ目に戻りまして、これに対する考え方といたしましては、本評価結果案において、今後の検討課題として示していただいております内容を記載してございます。具体的には、デジタル化の主なメリットとしては、周波数の利

用効率の向上等々が期待されておりました、次のページでございますが、機器の更新時期等に合わせて対応していくことが望ましいが、各電波利用システムに固有の何らかの事情により、デジタル化が進まないケースも見受けられるため、電波利用システムや免許人の背景等を考慮するなど、多面的な評価の可能性について検討してまいると、そういった考え方としてございます。

また、公共業務用無線局については、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告も踏まえまして、今後は、毎年、総務省が実施する調査結果に基づきまして、評価を実施してまいるといった考え方としてございます。

N o 3、重点調査に関する御意見です。重点調査の対象システムにつきましては、パブリックコメント等を通じて、意見を反映できる仕組みとすることが必要ではないかという御意見、また以降では、過去、重点調査対象となったシステムは、2年後の次回調査において、進捗等を評価するなどのフォローアップが可能な仕組みを設けることが望ましいのではないかと御意見でございます。

考え方といたしましては、重点調査の対象システムについては、総務省が設定を行うものですが、いただいた御意見につきましては、今後の評価の際の参考とさせていただくとしてございます。

続きまして、3ページ目、N o 4の個人の方からの御意見になります。こちらの御意見は、主に2点ございますけれども、意見の対象について、資料の19-3で、まず、御説明申し上げます。画面表示変わりました、資料19-3の12ページでございます。ご欄の周波数の短冊のうち、真ん中、下側に濃いオレンジ枠でコードレス電話（子機）とございます。こちらの帯域。

また、次の13ページ目におきまして、図が小さくて恐縮ですけれども、コードレス電話（親機）という記載がございまして、こちらにつきましては、コードレス電話、親機、子機に割当てが可能な帯域になってございます。

1点目の御意見はコードレス電話に関する御意見でございます。

また、2点目の御意見につきましても、資料の19-3の13ページ目でございますが、こちらにつきましては、下の周波数短冊の紫の部分、少し字が小さくて恐縮ですけれども、紫色のテレビ放送の13から52チャンネルまでの40チャンネルとエリア放送、また、その下の特定ラジオマイクに関する御意見となっております。

19-1に戻っていただきまして、No4の御意見でございますが、1点目につきましては、先ほどのオレンジ色のコードレス電話の子機、親機について、専用周波数帯があるが、有効利用されていると結論づけて良いのかといったような御意見でございます。

この前段の御意見に対する回答といたしましては、右側でございますけれども、本調査結果案は、総務省からの調査結果を分析することにより、周波数区分ごとに評価を行ったものであること、また、コードレス電話は免許不要局でございますけれども、調査の結果の報告資料において、詳細な御説明は差し上げていないところかと存じますが、免許不要局については、過去2年間の出荷台数を調査しておりまして、その結果、過去2年間は出荷台数、ゼロ台でございました。

それ以前に出荷し、現時点で本帯域のコードレス電話を使用されている可能性もございますので、考え方といたしましては、今後総務省において詳細な実態を把握の上、他の無線システムの需要を踏まえつつ、検討を行うことが必要と考えますが、今後の評価の際に参考とさせていただく旨の回答としてございます。

後段の御意見でございます。先ほどの紫の部分のデジタルテレビ放送の40チャンネルの帯域について、有効利用されているのかと。ホワイトスペースを活用した放送、いわゆるエリア放送ですとか、ラジオマイクもあまり使用され

ていないのではないかと。このため、下から3行目、ローバンドのIMT、いわゆる携帯電話の周波数帯が逼迫していることから、案のとおりの評価であれば、IMTに使用できないようになってしまっているのではないかとといったような御意見でございます。

後段の御意見に対する考え方といたしましては、評価結果案を基にしてございますが、地上デジタルテレビジョン放送につきましては、前回調査とほぼ同数の無線局が運用され、また、ホワイトスペースを活用するエリア放送については、前回調査から8.3%の無線局数が増えていること、また、さらに、特定ラジオマイクについては、総務省において、デジタル方式の利用効率向上に向けた取組を実施しており、この取組を踏まえ、有効利用が促進されることを期待している旨の評価としていること。引き続き、総務省における調査結果を踏まえて評価を行っていくとの考え方としてございます。

4ページ、No5でございます。御意見の内容といたしましては、令和3年4月の5G普及に向けた開設計画の認定において、楽天モバイルについては、MVNOの促進がより進んでいることで高い評価となっているが、2023年になっても、まだMVNOの提供がされていないのではないかと、監督官庁、総務省として対応すべきではないかとといったような御意見でございます。

これに対しましては、本件は714MHz以下の評価結果案でございますので、携帯電話の評価や、また、開設計画に関する御意見については、意見募集の対象外であることを示してございまして、なお書きにおきましては、本年3月に御評価いただいた、携帯電話等の評価結果において、楽天モバイルは、今年度、2022年度からMVNOへの提供を開始しており、今後も多数のMVNOへの提供に向けて積極的に取り組むべきとして、c評価と評価していることを記載してございます。また、いただいた御意見については、今後の総務省の施策の検討の際に、参考にされると考えるとの考え方としてございます。

№6、個人からの御意見は4点ございます。1点目の御意見については、デジタル移行について、何も考えずに進めることは適当ではないのかといったような御意見。2点目につきましては、自営無線にこだわらず、5Gの普及を進めるべきではないのかといったような御意見。次のページ、3点目につきましては、自営無線については低廉で信頼性が高く、入手性が高いことが求められており、これらを満たさないものは普及せず、減少していくのではないのかといった御意見。4点目につきましては、170MHz帯で100波を防災・地域活動用として、アナログで割り当ててべきとの御意見でございます。

1ページ戻りまして、1点目のデジタル移行に関する御意見については、№2のソフトバンクからの意見と同様な考え方としてございます。多面的な評価の可能性について検討してまいるということ。

また、次のページでございますが、2点目から4点目につきましては、5G普及、自営通信の在り方、割当てに関する御意見でございますので、意見募集の対象外ですが、今後の総務省の施策の検討の際に参考とされるといった考え方としてございます。

最後に、№7の御意見については、3,500kHzから3,900kHzのアマチュアについて、6分割されておりました、一部、アマチュアで使用できない帯域がございます。この帯域の周波数割当てについて、6分割にしている妥当性はないのではという御意見でございますが、考え方といたしましては、割当てに関する御意見ですので、意見募集の対象外ですが、今後の総務省の施策の検討の際に参考とされるといったような考え方を示してございます。

御説明は以上でございます。

○林部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、あるいは御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。ソフトバンク、かつ個人の方の御意見はもったもな御意見も多く、対応はこれでいいと思います。

特にデジタル化の推進に関しましては、多面的な検討も必要だと思いますけれども、国として使っている周波数に関しては、なるべく速やかにデジタル化に変わるべきだと思います。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。

よろしければ、順番に確認させていただければと思います。池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私からは、特に意見ありません。書いていただいているとおりで、問題ないと思います。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。石山特別委員はまだお見えになっていないようでございますので、眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私からも特に意見はなくて、書いていただいたとおりで結構だと思います。

○林部会長 ありがとうございます。中野特別委員、いかがでございましょう。

○中野特別委員 中野です。私も丁寧にまとめていただいている、特に問題ないかと思います。

○林部会長 ありがとうございます。若林特別委員、いかがでしょう。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私も大枠、これでよろしいと思うんですけれども、1点だけ、先ほど笹瀬先生もおっしゃった多面的な評価の部分についてですけれども、今回、デジタル化が進まないという場合の背

景や理由は、チェックをしながら評価をしているかと思しますので、より多面的なというんでしょうか、現在も確認しているけれども、さらにそれを深めたいというニュアンスが出るような形で、文章が書ければいいかなと思いました。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。この点につきまして、宮良様、いかがでしょうか。

○宮良幹事 若林先生、御意見頂戴いたしまして、ありがとうございます。

現時点では、今後の検討課題の文言としてございますが、より多面的といった方向で、事務局で考え方の修正案を検討させていただきまして、改めて皆様にお示しできればと考えてございます。

○林部会長 よろしくお願いいいたします。御検討のほうをお願いできましたら幸いです。

○宮良幹事 承知いたしました。

○林部会長 若林委員、それでよろしゅうございますか。

○若林特別委員 ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

○林部会長 ありがとうございます。

おおむね各特別委員の先生方から御賛同の意見、この対応でよいという御判断を頂戴しましたので、本日の御議論を踏まえまして、事務局のほうで、考え方の修正案をお示しいただきまして、構成員の先生方には後ほど御確認を賜ればと思います。そういう形で進めたいと思います。

事務局、宮良様、よろしいですか。

○宮良幹事 承知いたしました。そのような形で進めさせていただきます。

○林部会長 よろしくお願いいいたします。

それでは、次回の電波監理審議会におきまして、当部会から令和4年の電波の利用状況調査、714MHz以下の周波数帯に係る電波の有効利用の程度の評価

結果案の意見募集の結果につきましては、報告を行いたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

特に御異論等ないということでございますので、そのようにさせていただきます。なお、電監審への御報告にあたりましては、最終的には私のほうに御一任いただけるとありがたく存じます。恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

それでは、構成員の先生方におかれましては、本年3月から本日までの間、714MHz以下の周波数帯の利用状況調査に係る有効利用評価結果の検討にあたり、長きにわたり、かつ、大変精力的に御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

(2) 携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定(案)について

○林部会長 続きまして、議事の2に進めたいと思います。

議事の2は、携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定(案)について、御検討をお願いしたいと思います。

有効利用評価方針の改定案につきましては、6月21日の電監審において審議を行いまして、翌22日から7月21日までの間、これも意見募集を実施いたしました。意見募集の結果と提出された意見に対する電監審としての考え方の案につきましては、これも事務局、宮良様のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○宮良幹事 それでは、有効利用評価方針の改定案に関する意見募集の結果と、意見に対する考え方案につきましては、資料19-4に基づきまして、こちらについても、一部、資料19-5、有効利用評価方針の改定案の溶け込み版を御用意しておりますので、そちらも参照しながら御説明いたします。

資料19-4の1ページ目でございます。改定案につきましては、計7件の御意見、内訳は法人6件、個人1件でございます。提出された意見と電波監理審議会としての考え方の案について、表にまとめてございますので、順に御説明申し上げます。

No1と2につきましては、NTTドコモからの御意見でございます。No1につきましては、本改定案は、今後の検討課題とされた項目を踏まえた適切な考え方に基づく内容であり、賛同されるといったような御意見で、考え方といたしましては、右側でございますけれども、賛同意見として承りますとしてございます。

No2につきましては、別紙5、1、②安全・信頼性の確保に対する御意見でございます。前段につきましては、基準の明確化への賛同意見ですので、考え方としては、賛同意見として賜っております。

後段につきましては、②安全・信頼性の確保に関する評価の基準への御意見であるところ、具体的な基準につきまして、資料19-5の31ページを御確認いただきたいと思っております。まず、d評価につきましては「十分な取組が行われていない」、cは「一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない」、b評価につきましては「過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる」、また、a評価につきましては、「bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は計画を有している」といった基準でございます。

資料19-4の1ページ目に戻っていただきまして、No2の後段の御意見でございます。将来の計画ですとか、前年からの改善状況だけではなく、これまでの技術導入状況や設備の増強などの総合的な取組を勘案した基準となることを希望するといったような御意見でございます。

後段に対する考え方といたしましては、昨今の情勢、例えば通信障害などの情勢を鑑みますと、災害対策や通信障害等に係る安全・信頼性の確保について、

前年度に比べて改善が見られること、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいくことが重要と考えられることから原案のとおりとする旨、また、なお書きにおきましては、有効利用評価方針につきましては、利用実態や技術の進展等を踏まえて、適時適切に見直しを行っていくとの考え方としてございます。

2 ページ目を御覧ください。N o 3、4 は K D D I からの御意見でございます。N o 3 につきましては、改定案への賛同の御意見ですので、賛同意見として承っております。N o 4 につきましては、別紙 5、1、③データトラヒックに関する御意見です。こちら画面で表示させていただいております資料 1 9 - 5、3 1 ページ、③データトラヒックの評価基準を御覧いただければと思います。d 評価につきましては、「トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない」、c 評価につきましては、「トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている」、b 評価につきましては、「トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている」、a 評価につきましては、「b に加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は計画を有している」との基準となっております。

それでは、資料 1 9 - 4 に戻っていただきまして、N o 4 の御意見でございます。御意見といたしまして、2.3 GHz 帯においては、ダイナミック周波数共用を国内で初めて運用しますという点、2 段落目になりますけれども、ダイナミック周波数共用では一次利用者、つまり放送事業者さんがマラソン中継などの番組中継で用いている中継回線などの利用に応じて、基地局の停波が行われるため、一次利用者の利用状況により、トラヒックは減少となる場合があります。また、3 段落目では、本年 6 月に基地局免許を取得していることから、今年度の評価には直接関係ないということでございますが、次年度以降の評価にあたっては、トラヒックの減少の可能性について考慮し、継続して検討いた

だきたいといった御意見となっております。

これに対する考え方といたしましては、2.3GHz帯ダイナミック周波数共用に関する御意見については、ヒアリング等で実態を把握の上、今後の評価の際に参考とさせていただくとしてございます。

続いて、No5から9までは、JTOWERからの御意見でございます。No5でございます。定性評価をあらかじめ明確化することは、評価の透明性の向上に寄与するものとして適切と考えるとの御意見でございます。こちらの考え方としては、賛同意見として承っております。

No6につきましては、インフラシェアリングの定義の明確化に関する御意見でございます。2段落目の「例えば」という箇所を御覧いただければと思いますけれども、例えば、無線機及びアンテナ等の無線設備を共有するシェアリング形態や、土地及び鉄塔等を共用し、無線設備は携帯電話事業者が個別に設置するシェアリングの形態がありますという点です。また、3段落目でございますけれども、後者の土地等につきましては、調査等省令の調査対象外となるような考え方もあるかと思うが、電波の有効利用に寄与する面もあることから、件数として計上すべきといったような御意見でございます。

こちらの意見に対する考え方といたしましては、総務省が行う調査に関わる御意見でございますので、本件の対象外としてございますが、総務省における今後の調査の参考とされるものと考えてさせていただきます。

なお、本年度の利用状況調査におきましては、御意見がございました、2つのシェアリング形態について、いずれも調査は実施しているというところでございます。

続いて、3ページ目のNo7でございます。こちらについては、インフラシェアリングの実施主体を区別した評価に関する御意見でございます。1段落目の2行目でございますけれども、携帯キャリア主導か、インフラシェアリング

事業者によって区別することができるのではないかと、2段落目の後半でございますが、インフラシェアリング事業者では、よりスピーディーに広く普及することで、有効利用に寄与する効果が強く、3段落目でございますけども、a評価の基準である新技術の開発や、導入に積極的に取り組んでいるとの評価要素として、インフラシェアリング事業者の活用度を包含することが必要ではないかといった御意見でございます。

この意見への考え方といたしましては、インフラシェアリングの実施主体による電波の有効利用の寄与の程度につきましては、現時点で明らかではないかと思っておりますので、ヒアリング等で実態を把握の上、今後の評価の際に参考とさせていただきますとしてございます。

No 8でございます。インフラシェアリングの評価項目としては、5G基地局におけるインフラシェアリングとなっておりますが、御意見としては、5Gに限らず、4Gについても評価することが適切ではないのかという御意見でございます。

考え方といたしましては、インフラシェアリングについては、総務省が実施する調査において、5G基地局を対象に行っていることから、5G基地局の有効利用評価方針を定めていること。また、4G基地局のインフラシェアリングにつきましては、今後、総務省における調査の際に参考とされるものと考えてございます。

なお、この点につきまして、4G基地局につきましては、一部の事業者のほうから、10年以上前に設置した基地局もあって、シェアリングの状況については、書類を1件1件確認する必要があるといったような御意見もあるということでございますが、改めて、総務省の調査の際に、本意見も参考に検討を進めていくことが望まれるものかとは考えてございます。

No 9はまとめの御意見でございます。前述の3点を考慮して評価を行う

ことが、評価の客観性にも寄与することになるのではないかという御意見でございます。考え方といたしましては、これより前で個々の考え方は示してございますので、今後の参考とさせていただくといったような考え方としてございます。

続きまして、4ページ目、No 10、11につきましては、ソフトバンク、WCPからの連名の御意見、No 10につきまして、総通局ごとの評価基準があらかじめ明確化されたことは有益といった御意見で、考え方としては、賛同意見として承っております。

なお書き以降の後段の御意見でございますが、昨年度の評価結果で、検討課題としても挙げられてございます、3Gから4G、5Gへのマイグレーションにつきましては、評価の際に考慮されるものと理解しているという御意見、また、今後の技術の進展や実態を踏まえて、必要に応じて見直してほしいといったような御意見でございます。

考え方といたしまして、後段のマイグレーションに関する御意見につきましては、先日の部会で御議論もいただいたかと存じますが、それも踏まえまして、周波数の利用実態等をヒアリング等で把握の上、評価の在り方について検討してまいること、また、なお書きでは、評価方針については、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に見直しを行ってまいるとの考え方としてございます。

続いて、No 11でございます。別紙5に対する御意見ですが、前段につきましては、No 10と同様、評価基準があらかじめ明確化されたことは有益との御意見で、賛同意見として承っております。

なお書きの御意見については、特にMVNOに対するサービス提供項目について、他の免許人との一体的な利用であっても、利用者ニーズに応じて、利用者の利便性向上に資する利用形態であるものは評価に加えるなど、評価基準の

見直しなどの評価の在り方を検討いただきたい。また以降では、必要に応じて評価基準の見直し等を希望するといったような御意見でございます。

後段の考え方といたしまして、MVNOに関する御意見については、利用者ニーズに応じて、利用者の利便性向上に資する一体的な利用の意味するところというところが、必ずしも明らかではないですが、評価基準を基にしておりますけれども、自社グループ内にとどまらず、多数のMVNOに対し、サービス提供を行うことが有効利用に資するものと考えことから、原案のとおりとしてございます。

なお書きにつきましては、評価方針の適時適切な見直しにつきまして、記載してございます。

N o 1 2、楽天モバイルからの御意見でございます。こちらの御意見につきましては、5 G 基地局だけではなく、4 G 基地局のインフラシェアリングについても評価すべきといった御意見でございまして、N o 8 の J T O W E R さんからの御意見と同様でございます。

考え方は、N o 8 と同様な考え方としてございます。

最後に、5 ページ目、N o 1 3 でございますが、こちらは個人からの御意見でございまして、特定の者へプラチナバンドを割り当てるべきとの御意見でございました。考え方としては、割当てに関する御意見ですので、本件意見募集の対象外としてございます。

御説明については、以上となります。

○林部会長 御説明ありがとうございました。

これにつきましても、御質問、御意見等ございましたら、お寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。考え方は、全てこのとおりでいいと思います。

1点、No 4、KDDIの件に関しまして、特に2.3GHzとダイナミック周波数共用、これに関しては、一次利用者の利用が増えるとトラヒックは減りますが、ヒアリングの際に、どれぐらいの頻度で一次利用者が使わずに、KDDIがトラヒックを使えたか、また、そのときにどれぐらいのトラヒックが生じたかというようなことで、個別対応でいいと思います。

必ずしもトラヒックが減少することが問題ではなく、周波数共用がうまくいっているかということがポイントだと思いますので、ダイナミックな周波数割当てがどれだけ有効に動いているかという評価をすれば、十分かと思います。

それから、インフラシェアリングに関しては、確かに5Gだけではなくて、4Gがもしできるのであれば、評価すべきかもしれませんが、これはむしろインフラシェアリングに関して、キャリアだけ今ヒアリングをしていますので、JTOWERさんのように、インフラシェアリング会社がどう貢献したかということに関しては、先ほど、データを取っておられるとおっしゃっていましたので、そういうデータをうまく使いながら、ヒアリングの際に、キャリアシェアリングをどうやっているかということに関して、具体的に聞いてみて評価するのもいいと思います。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。よろしいですか。事務局のほうで何か応答があれば。

○宮良幹事 事務局、宮良でございます。笹瀬先生、御指摘ありがとうございます。

1点目のダイナミック周波数共用によるトラヒックにつきましては、6月に基地局の免許を行ったところでございますが、本年度のヒアリングにおいても、

実態を、KDDIにヒアリングを行う方向で、ヒアリングの項目の検討を進めてまいりたいと思っております。

また、2点目のインフラシェアリングでございますが、すいません、十分な説明ができなかったところですが、4Gの基地局について、インフラシェアリングを行っているかといったようなデータについては、現時点では、調査票では取っていない状況でございます。

4Gの基地局については、10年以上前から設置が進められておりまして、どの基地局がインフラシェアリングしているか、フラグ立てをして集計できるような形で、データを持っていないというような事業者もいらっしゃるというところがございますので、調査の担当課のほうでも、今後の調査にあたって、4Gの基地局のインフラシェアリングのデータの取得の有無について、改めて検討をしていく形かとは考えてございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 ありがとうございます。私の質問は、JTOWERなどインフラシェアリングを行っている会社に、4Gも5Gもどうやっているかというデータを何か出していただくと、もちろんキャリアごとでなくてもいいんですけども、実際どのようにインフラシェアリングが進んでいるか、基礎データとして見れるのではないかというコメントです。

各キャリアさんがお持ちじゃなくても、インフラシェアリング事業者は、シェアリングするときに、4Gも5Gも必ずしも区別しているわけではないと思うので、そういうデータが、JTOWERなどからもらえるのであれば、参考になるかなというコメントでした。

以上です。

○宮良幹事 事務局、宮良でございます。2点目の御指摘につきまして、失礼いたしました。JTOWERの御協力がいただけるかという点も含めまして、

今後、事務局で、検討と調整を進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○笹瀬代理 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、これも順にお聞きしてまいりたいと思います。池永特別委員、お願いできますでしょうか。

○池永特別委員 池永です。御説明ありがとうございました。基本的な回答の、考え方の部分の記述に関しては、これで問題ないと思います。ありがとうございます。

私も1つだけ確認ですが、インフラシェアリングの部分、No 6の質問の中で、インフラシェアリングを実施している、していないというのを計上するときに、これ、いわゆる無線機及びアンテナ設備を共用しているものをインフラシェアリングと呼ぶ、こちらは問題ないと思うんですけども、もう一つのほうの、土地とかを共用している場合は、現時点では、そちらはインフラシェアリングとしては考えないという考え方でよろしいのでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

基本的には、土地、鉄塔等についても、インフラシェアリングの対象として、今、調査は実施しているという状況でございます。

インフラシェアリングにつきましては、総務省のほうでも、ガイドラインを公表させていただいておりますけれども、その中でも無線機のシェアリングのみならず、土地や鉄塔といったシェアリングについても明記してございます。両方対象として調査しておりますので、そのデータを踏まえて、御評価いただくような形になるかとは考えてございます。

以上でございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。だとすると、6番の

質問に関しては、土地とか鉄塔の共用はインフラシェアリングとして計上されていないんじゃないかというお考えのようにも見たんですが、もしそうであれば、きちんと計上しているということが分かるように回答するというほうがいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。御指摘のとおりかと存じますので、調査の担当課とも調整して、追記する方向で、改めて、考え方の案を検討の上、皆様に御確認いただくような進め方とさせていただきたいと存じますが、そのような方向でよろしいでしょうか。

○池永特別委員 質問されている方が、理解されていないとしたら、それが分かるような回答がいいかと思いました。ぜひお願いいたします。

○宮良幹事 承知いたしました。

○池永特別委員 私からは以上です。

○林部会長 どうも御指摘ありがとうございました。そのように御対応いただければと思います。

それでは、石山特別委員、もうお見えでございますか。

○石山特別委員 入りました。

○林部会長 では、お願いできますでしょうか。

○石山特別委員 遅くなって申し訳ありませんでした。一部、御説明を伺っていないところもあるんですけども、資料を事前にいただいておりますので拝見しておりました。もし既に御説明された内容でしたら大変恐縮ですけども、一番最初のページのところで、NTTドコモからのNo2のところ、別紙5の安全・信頼性の確保のところ、別紙5のスマールa、b、c、d、前年度に比べて改善が見られればb、改善が見られる上に、さらに新技術の開発に取り組んでいたらaというところ、これ、NTTドコモさんの御質問は、もしも安全・信頼性の確保が十分に取れていて、改善するところがもうなくなって

しまったぐらい十分に確保できたというような状況が得られると、もうcしかつけてもらえなくなってしまうので、絶対値として、どの程度高い安全・信頼性が確保できているかということも見てほしいということなのかなと私は思ったんですが、私が読み違えているかもしれませんが、もしそういう御質問があったとしたら、これ、どういうふうに答えたらよろしいでしょうか。

○宮良幹事 事務局の宮良でございます。ドコモさんのNo2の御意見ですが、御説明の中で少しだけ触れさせていただいたところがございますが、後段の御意見につきましては、御指摘のように、絶対値として安全・信頼性について、もうこれ以上改善することがないといったようなところがありますと、c評価になってしまうこともあるかと存じますが、昨今の情勢におきましては、災害対策だけではなくて、大規模通信障害もございますので、当面は前年度に比べて改善をしていくといったような不断の努力も必要ではないかといったようなところもあるかと考えておりますので、前年と比べて改善が見られることと、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいくといったようなところが重要という形で、原案のとおりとする考え方としてございます。

ただ、御指摘の部分もあろうかと思っておりますので、なお書きにはなりませんけれども、有効利用評価方針については、利用実態ですとか技術の進展等々を踏まえながら、適時適切に見直しを行っていくといったようなところは、考え方として記載をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○石山特別委員 ありがとうございます。考え方として、この表記で私としては賛同いたしますけれども、こういった改善、山登りに例えると、1合目から2合目へ上るのは、8合目から9合目へ上るよりも簡単なので、そこら辺が上手に反映されるといいかなと。これは、審議会、あるいは部会の中で議論していくことだと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○林部会長 重要な御指摘ありがとうございます。

続きまして、眞田特別委員お願いできますでしょうか。

○眞田特別委員 よろしくお願ひします。7番に関して、確認というか、お伺いしたいんですけども、インフラシェアリング事業者がシェアリングしたほうが、市場原理的に優れていると読めるんですが、実態としてそういうことなんでしょうかというのが一つと、その部分が、評価としては検討される、つまり資料19-5の評価項目の中で、含まれる部分があるんでしょうかというのが、確認です。

○宮良幹事 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、インフラシェアリングの実施主体によって、電波の有効利用にどの程度貢献するかといったところが、現時点で明らかになっているのかといったような御意見かと理解いたしますけれども、その点は、明らかではないのではないかなと考えてございまして、こちらの考え方といたしましては、資料19-4の3ページ目でございますけれども、これらがどの程度、寄与するかという程度については、ヒアリングなどで実態を把握した上で検討していくことが必要なのではないかと考えてございます。

また、a評価の基準に、そういった活用度について、評価していくのかといったような御指摘かと存じますけれども、この点につきましては、現時点では、利用状況調査といたしましては、インフラシェアリングの実施主体別の調査というのは行っていない状況と聞いておりますので、別に評価を実施していただくのは、本年度については、難しいかなというところではございます。

以上でございます。

○眞田特別委員 気になったのは、評価する対象は、あくまでもインフラシェアリングがどの程度進んでいるかであって、実施主体は、実態として調べられ

るかもしれないんですけれども、評価に直接は関係ない気がするんです。

そのときに、この答え方をしたときに、ミスリーディングしないのかなというのが気になったんです。なので、例えば、疑い過ぎかもしれないんですけれども、インフラシェアリングの実施主体による有効利用の寄与の程度は、直接の評価の対象ではないが調べる、参考にするぐらいということを明記したほうがいいのかなと思ったんです。

左側の意見が、シェアリング事業者に任せたほうがいいじゃないかというコメントにも読めるので、営業のスピーチとまで言うと、差し支えあるかもしれませんが、何かそれを促進するような、特定の業態を促進するようなコメントに読めたときに、それに対してミスリーディングしないのかなというのが気になった点です。

○宮良幹事 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、利用状況調査と評価自体につきましては、各携帯電話事業者ですとか全国BWAに関する評価ですので、御指摘のように、インフラシェアリングの実施主体別に評価をするといったようなところは、評価の対象ではないといったところもあろうかと存じますので、御指摘を踏まえまして、例えば、今後の評価の際の参考ではなくて、単に参考とするといったような考え方とする変更案を、事務局のほうで検討させていただく方向とさせていただければと思いますが、その方向でいかがでしょうか。

○眞田特別委員 私はそれで結構ですが、私が単に疑いすぎるのかもしれませんが、部会長を含めて、御意見をいただければと思います。

私からは以上です。

○林部会長 ありがとうございます。実は私も、先ほどの眞田特別委員の御意見に全く同感です。No.7の御意見というのは、キャリア主導によるシェアリングよりも、インフラシェアリング事業者によるシェアリングのほうが電波の有

効利用に寄与する効果が強いという御主張のようですけれども、この御意見の提出主は、いわばインフラシェアリング事業者ですので、こういった御意見になるのはある意味分からなくもありませんが、この御主張の根拠を明瞭に示すデータが存在するのであれば格別、そうでない限り、評価要素の中に、No 7の結論にあるように、インフラシェアリング事業者の活用度を包含すべきだというのは、いささか我田引水的な御意見のようにも思いましたので、慎重に判断すべきだと思います。もちろん総務省においてこれらの点について実態把握されること自体は良いと思いますが、そのことを越えて、評価指針の中に、実施主体別に評価するということを盛り込むことについては、私は今後とも慎重であるべきだと思っております。そこを少しわかるような記述に修文していただけると、私としてもありがたいと思いました。

事務局のほうで御検討いただけませんかでしょうか。

○宮良幹事 承知いたしました。御指摘を踏まえまして、書きぶりを検討させていただいて、改めてお示しできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○林部会長 御面倒をおかけしますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、中野特別委員、お願いできますでしょうか。

○中野特別委員 中野です。私も実は今のところがすごく気になっておりまして、シェアリングの主体について、評価に組み入れてしまうことで、強制的な形になってしまつては、評価が市場原理を主導するような形になってはいけないのではないかなと思っておりましたので、ぜひ眞田先生と林先生のおっしゃるような形で反映していただけるといいかなと思っております。それが1点です。

次に、4Gと5Gで、これもシェアリングのところで気になっているところですので、4Gと5Gの上でのシェアリングの有効性について、過去のデ

ータがなかったときに今回、新しく出てきたもので、一体何をどう評価するのかという評価軸が少し難しいかなと。5Gに関しては、データが過去からあるので、増えていく、増えないとの変化が非常に見やすいですが、一方で、4Gは当面、残るとは思うんですけども、シュリンクするかもしれないということを見ると、4Gの基地局に関わる8番とかのインフラシェアリングの御意見については参考にしますって、調査をどういうふうにするかというところの検討ぐらいなので、もう少しマイルドに書いておいてもいいかなと、されるものと考えますというところまで、過去のデータがないというのはすごく引っかけるところでして、この調査はものすごくデータを収集することに対して、労力がかかっていると思いますので、個人的に8番の、この回答自体はこれで問題ないと思うんですけども、その背後で、負荷はなるべく軽くして、かつ効果のある評価というのをどうやって実施していくかという観点からいったときに、少し御検討いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。No.8につきまして、負荷の点もお考えいただきまして、これは大変重要な御指摘だと思うんですけど、事務局のほうで、応答でございますでしょうか。修文は特に必要ないということではございませんけれども。

○宮良幹事 大変重要な御意見ありがとうございます。労力の観点も考慮いただきまして、大変ありがとうございます。

こちらにつきましては、調査の担当課のほうの調査の労力といった面もございますので、4Gの基地局のインフラシェアリングの調査の必要性も含めて、担当課とも調整し調査していくかどうかも含めて、検討を進めていく方向とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中野特別委員 よろしく願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。

続きまして、若林特別委員、お願いできますでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私は石山先生の御質問と同じところが気になっておりまして、改善状況と絶対値の関係が気になっていたんですけれども、御回答いただきましたし、また、今後の課題として、この辺りも検討していければいいなと思っております。それ以外の部分については、特に付け加えることはございません。どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。

いただいた御意見、総合しますと、おおむねこの案につきまして、御賛同の御意見と伺いました。ところどころ、修文があるということですので、それにつきましては、事務局でお考えいただきまして、構成員の先生方には、改めて御確認をお願いできればと思います。

事務局さんもそれでよろしゅうございましょうか。

○宮良幹事 承知いたしました。案を検討させていただきまして、改めて御確認をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、次回の電波監理審議会において、当部会から携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定案の意見募集の結果につきまして、報告を行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

特に御異論等はないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思っております。なお、これも僭越ではございますが、電監審への御報告につきましては、最終的に、私のほうに御一任いただきますとありがたく存じます。恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

閉 会

○林部会長 本日、用意した議題は以上でございます。

それでは、次回の部会開催につきまして、これも事務局より御説明をお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。

次回の部会につきましては、9月以降の開催を検討したいと考えております。委員、特別委員の皆様方には、別途、日程については御案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。次回部会の開催につきまして、事務局様のほうで日程調整を行ってくださるということですので、構成員の先生方におかれましては、御多用中かと思えますけれども、スケジュールの御調整につきまして、よろしくお願ひいたします。

来月はお休みということで、9月以降の開催ということで調整中ということでございます。

それでは、本日の有効利用評価部会をこれにて閉会したいと思います。本日も活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。